

千葉県保育協議会入退会規程

(目的)

第1条 本規程は千葉県保育協議会（以下、本会という）における会則第4条に定める会員の入会、退会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続き)

第2条 本会の会員として入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を本会へ提出しなければならない。

2 7月末までに入会申込書を提出した場合は本年度の入会とする。

(会費の納入)

第3条 前条の規定により入会した者は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、本会会則第2章第5条に基づいて納入する。

(退会手続き)

第4条 本会を退会しようとする者は、本会へ申し出たうえで本会の定める退会届を提出しなければならない。

2 退会届には、必ず退会する理由を記載しなければならない。

3 本年度からの退会をしようとする者は、必ず7月末までに退会届を提出することとし、8月以降の提出は次年度からの退会とする。

(再入会)

第5条 前条の規定により退会した者（退会后2年以上経過している場合）で再入会する場合は、その理由を記した説明書と共に改めて第2条の規程を準用する。

2 前項の再入会申込に対しては本会会長により可否を決定し、これを申込者に通知する。

(規程の変更)

第6条 本規程の変更は、常任委員会の決議をもって行う。

附則

令和3年4月20日制定・同年4月20日施行